



その遺言書 法務局が預かります



自筆証書遺言書保管制度は、

 1通3,900円!!

申請手数料
3,900円のみ
で、保管料は
かかりません。

 管理上のトラブルなし!!

遺言書の紛失・
亡失・改ざん等
を防ぐことがで
きます。

 検認不要!!

家庭裁判所に
おける検認が
不要です。

遺言書で
あなたの想いを
伝えましょう。



遺言書

残すメリットは？

相続の手続きで、遺産分割協議をする必要がなくなり、相続のトラブルを未然に防ぐことができます。

遺言書

次のような方にお勧めします!!

- 相続人がいない、又は大勢いる方
- 特定の相続人に財産を遺したい方
- 子どもがおらず配偶者に遺産全部を遺したい方 etc.

遺言書

自筆証書遺言書の
メリットは？

紙とペンがあれば、書こうと思ったその日、その場で書き始めることができ、とても手軽です。
費用もほとんどかかりません。

遺言書

内容についてのご相談先は？

兵庫県弁護士会遺言・相続センター
TEL 078-382-4115
兵庫県司法書士会総合相談センター
TEL 078-341-2755 etc.

*法務局では、遺言の内容についての相談に応じることができません。

詳しくは法務省HP又は最寄りの法務局まで

法務省HP

法務省 遺言書 🔍 検索



予約サービス専用HP



神戸地方法務局供託課 078-392-1821

西宮支局 0798-26-0061

伊丹支局 072-779-3451

尼崎支局 06-6482-7401

明石支局 078-912-5511

柏原支局 0795-72-0176

姫路支局 079-225-1915

加古川支局 079-424-3555

社支局 0795-42-0201

龍野支局 0791-63-3221

豊岡支局 0796-22-2703

洲本支局 0799-22-0497